

令和8年1月15日

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 データ伝送装置更新工事
2 工 事 場 所 三重県名張市瀬古口河川敷 上名張水位観測所 外5箇所
3 工 期 契約締結の翌日 から令和8年3月25日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見積参加要件 特になし
- 3 見 積 書 等
1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに拘りがない場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
3)提出期限 令 和 8 年 1 月 23 日 14:00 まで
4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣
FAX 0595-64-8964
5)担 当 者 経理課 芳井
6)質 問 書 令 和 8 年 1 月 20 日 14:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。
7)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積微取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年1月24日 14:00までとします。
8)そ の 他
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。
3)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
4)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) • 同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
• 同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) • 同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

- 例) • 同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和　年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年1月15日に交付された「データ伝送装置更新工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名 :

担当者 :

電話番号 :

FAX番号 :

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

データ伝送装置更新工事

仕様書

令和 8 年 1 月

独立行政法人水資源機構
木津川ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

1-1 適 用

1. この仕様書は、データ伝送装置更新工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事場所

三重県名張市瀬古口河川敷 上名張水位観測所 外5箇所

なお、上記の外5箇所は、次に示すとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 三重県津市美杉町太郎生字化不動地先 | 太郎生雨量水位観測所 |
| (2) 三重県名張市長瀬字神矢地先 | 神矢水位観測所 |
| (3) 奈良県宇陀市室生大野地先 | 大野寺水位観測所 |
| (4) 奈良県宇陀市榛原池上地先 | 転倒堰水位観測所 |
| (5) 三重県名張市大字安部田宇陀川地先 | 鹿高水位観測所 |

第3節 工事の内容

本工事は、上名張水位観測所外5箇所に設置しているデータ伝送装置の更新を行い、既設データ伝送装置の撤去を行うものである。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) データ伝送装置 納入 | 1式 |
| (2) データ伝送装置 据付、撤去 | 1式 |

第4節 工期等

4-1 工 期

工期は、契約締結の翌日から令和8年3月25日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第5節 工事数量等

本工事の工事数量及び工事の範囲は、別添「工事数量総括表」のとおりとする。

第6節 受注者相互の協力

1. 本工事に関連する工事等は、次のとおりである。

- | |
|----------------------|
| (1) 淀川本部管内通信設備保守業務 |
| (2) 淀川本部管内水質観測設備保守業務 |

2. これらの関連工事等は、本工事と密接な関連があるので、受注者は工程等について、当該工事等の受注者と十分協議、調整を行い、協力しなければならない。

第7節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協

力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

第8節 工事現場発生品

1. 次の現場発生品は監督員に引き渡すとともに、現場発生品調書を提出するものとする。

品名	規格	単位	数量	備考
データ伝送装置		台	6	

2. 引渡し場所

三重県名張市下比奈知 2811-2 木津川ダム総合管理所

第9節 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工手順書に添付するとともに、電子データを発注者に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで発注者に提出するものとする。

第10節 情報共有システムの活用

1. 本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを活用することができる。
2. 受注者は、情報共有システムを活用する場合、次の要件を満たすものを選定すること。
・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版Rev）
3. 発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、発注者と協議の上決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
- ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると発注者若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第11節 工事中の安全管理

11-1 工事中における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

11-2 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。

- ① 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
- ② 転落・墜落による人身事故防止
- ③ 架空線、埋設管等の損傷事故防止

2. 受注者は、施工手順書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工手順書に明記するものとする。

3. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

第12節 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、発注者との協議により快適トイレを設置する場合、(1)から(11)の仕様を満たすものとする。なお、(12)から(17)については、推奨する仕様、付属品であり、必須とはしない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）

(13) 擾音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレ設置に際しての配慮事項

快適トイレの設置に際しては、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

(1) 全般

快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く者の意見を聞く

(2) 設置位置

男性トイレと女性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

(4) ドアの向き

トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、

照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

3. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、設計変更の対象とする。

受注者は、快適トイレの設置に先立ち「1. 快適トイレの仕様」を満たすことを示す書類及び見積書を添付し、規格・基数等の詳細について発注者と協議するものとする。

快適トイレの費用については、従来品相当（10,000円／基・月）を差し引いた後、51,000円／基・月を上限として設計変更の対象とする。

対象数量の上限は、男女別で各1基とし2基／工事（「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事においては「工事」を「施工箇所」に読み替える）までとする。

なお、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限とし設計変更の対象とする。

第13節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

2. 地震注意情報等が発表された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第14節 取扱説明

1. 受注者は、発注者に対し、施工した設備の取扱説明を行うものとする。
2. 前項の取扱説明に要する費用は、受注者の負担とする。

第15節 疑義

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

第2章 機器の仕様

第1節 機器構成

機器の構成は、システム構成図及び工事数量総括表のとおりとする。

第2節 機器製作資料の提出

- 受注者は、工事数量総括表に示す機器について、製作前に受注者の負担において資料を提出しなければならない。提出時期は、第3章第1節によるものとする。

第3節 機器の仕様

3-1 データ伝送装置①

- 型式 屋内壁掛型
- 入力信号 BCD4桁（水位）1量
- 観測間隔 水位 24時間の約数（1分10分60分可能）
閾値以上もしくは、以下になった時、短インターバルデータ送信
- 送信データ 観測時間、水位、電源電圧
瞬時値、平均値（平均値はサンプリング時間と回数で処理）
- 記録 SD/SDHCカード 1GB
- 表示 LCD方式、バックライト付き
- 使用回線 NTTdocomo LTE回線
- データ送信 メール方式、HTTP方式 選択可能
- 電源 DC12V
- 外形寸法 180×215×100mm程度
- その他 数量： 4台

3-2 データ伝送装置②

- 型式 屋内壁掛型
- 入力信号 BCD4桁（水位）1量、4~20mA（水温）1量
- 観測間隔 水位 24時間の約数（1分10分60分可能）
閾値以上もしくは、以下になった時、短インターバルデータ送信
水温 水位観測と同じ
- 送信データ 観測時間、水位、水温、電源電圧
瞬時値、平均値（平均値はサンプリング時間と回数で処理）
- 記録 SD/SDHCカード 1GB
- 表示 LCD方式、バックライト付き
- 使用回線 NTTdocomo LTE回線
- データ送信 メール方式、HTTP方式 選択可能
- 電源 DC12V
- 外形寸法 180×215×100mm程度
- その他 数量： 1台

第3章 工事共通

第1節 提出書類等

1-1 施工手順書等

受注者は、次に掲げる書類を作成し、発注者に提出するものとする。

提出書類名	部数	提出期限	摘要
施工手順書	1部	契約締結後速やかに	
製作機器資料	1部	契約締結後30日以内	製作機器の仕様が分かるもの
取扱説明書	1部	取扱説明の当日まで	機器又は装置等の運用管理に関するもの
報告書	1部	現地施工完了後30日以内	施工写真、設定データ等を含む
その他発注者が指示したもの	1部		

第2節 ウィルス対策

受注者は、発注者へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、発注者へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第3節 情報の漏洩、窃用等の対策

1. 受注者は、工事の施工のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。
2. 受注者は、工事の施工に関し発注者から提供を受けた情報については、工事完了後又は、工事期間中において発注者から返還を求められた場合、社内情報を削除し、速やかに直接発注者に返却するものとする。工事の実施において付加、変更、作成した情報についても同様とする。

第4章 設備工

第1節 一般事項

1. 搬出入に際して既存施設を取り外す必要のある場合は、発注者の許可を受けた後に行うものとし、作業完了後は現状復旧を行うものとする。
2. 通信事業者への申込は発注者が行う。受注者は、申込に際し資料等が必要な場合は、発注者に協力するものとする。

第2節 据付

1. 機器の位置、据付等は既設位置を原則とする。
2. 本工事中に本工事施工範囲外の不具合を発見した場合は、速やかに発注者に報告するとともに改修内容について協議するものとする。
3. ケーブルについては既設ケーブル流用とする。ただし、既設ケーブルの張替等の必要がある場合は発注者と協議するものとする。

第3節 撤去

1. 既設設備の撤去品は、次のとおりとする。

(1) 上名張水位観測所	データ伝送装置	1台
(2) 大野寺水位観測所	データ伝送装置	1台
(3) 太郎生雨量水位観測所	データ伝送装置	1台
(4) 神矢水位観測所	データ伝送装置	1台
(5) 転倒堰水位観測所	データ伝送装置	1台
(6) 鹿高水位観測所	データ伝送装置	1台
2. 撤去品は、発注者に引き渡すものとする。

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 データ伝送装置更新工事

独立行政法人 水資源機構
木津川ダム総合管理所

工事数量総括表

工事名	データ伝送装置更新工事			(当初)	工種区分	河川維持工事
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
通信設備(機器単体)			式		1	
データ伝送装置			式		1	
データ伝送装置			式		1	
データ伝送装置①			台		4	
データ伝送装置②			台		1	
機器単体費			式		1	
通信設備			式		1	
移動体通信設備工			式		1	
データ伝送装置設置工			式		1	
データ伝送装置②設置	上名張水位観測所		台		1	
データ伝送装置①設置	大野寺水位観測所		台		1	

工事数量総括表

工事名	データ伝送装置更新工事			(当初)	工種区分	河川維持工事
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
データ伝送装置①設置	太郎生雨量水位観測所	台			1	
データ伝送装置①設置	神矢水位観測所	台			1	
データ伝送装置①設置	転倒堰水位観測所	台			1	
データ伝送装置撤去工		式			1	
データ伝送装置②撤去	上名張水位観測所	台			1	
データ伝送装置①撤去	大野寺水位観測所	台			1	
データ伝送装置①撤去	太郎生雨量水位観測所	台			1	
データ伝送装置①撤去	神矢水位観測所	台			1	
データ伝送装置①撤去	転倒堰水位観測所	台			1	
データ伝送装置①撤去	鹿高水位観測所	台			1	
工場製品輸送工		式			1	

工事数量総括表

工事名	データ伝送装置更新工事		(当初)	工種区分	河川維持工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
輸送工			式		1		
輸送(電気)			式		1		
直接工事費			式		1		
共通仮設費			式		1		
共通仮設費(率計上)			式		1		
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
機器間接費			式		1		
機器管理費			式		1		
工事原価			式		1		
一般管理費等			式		1		

工事数量総括表

工事名	データ伝送装置更新工事			(当初)	工種区分	河川維持工事	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
工事価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
工事費計			式		1		

図面目録

番号	図面名称
001	位置図
002	【設計図】システム構成図

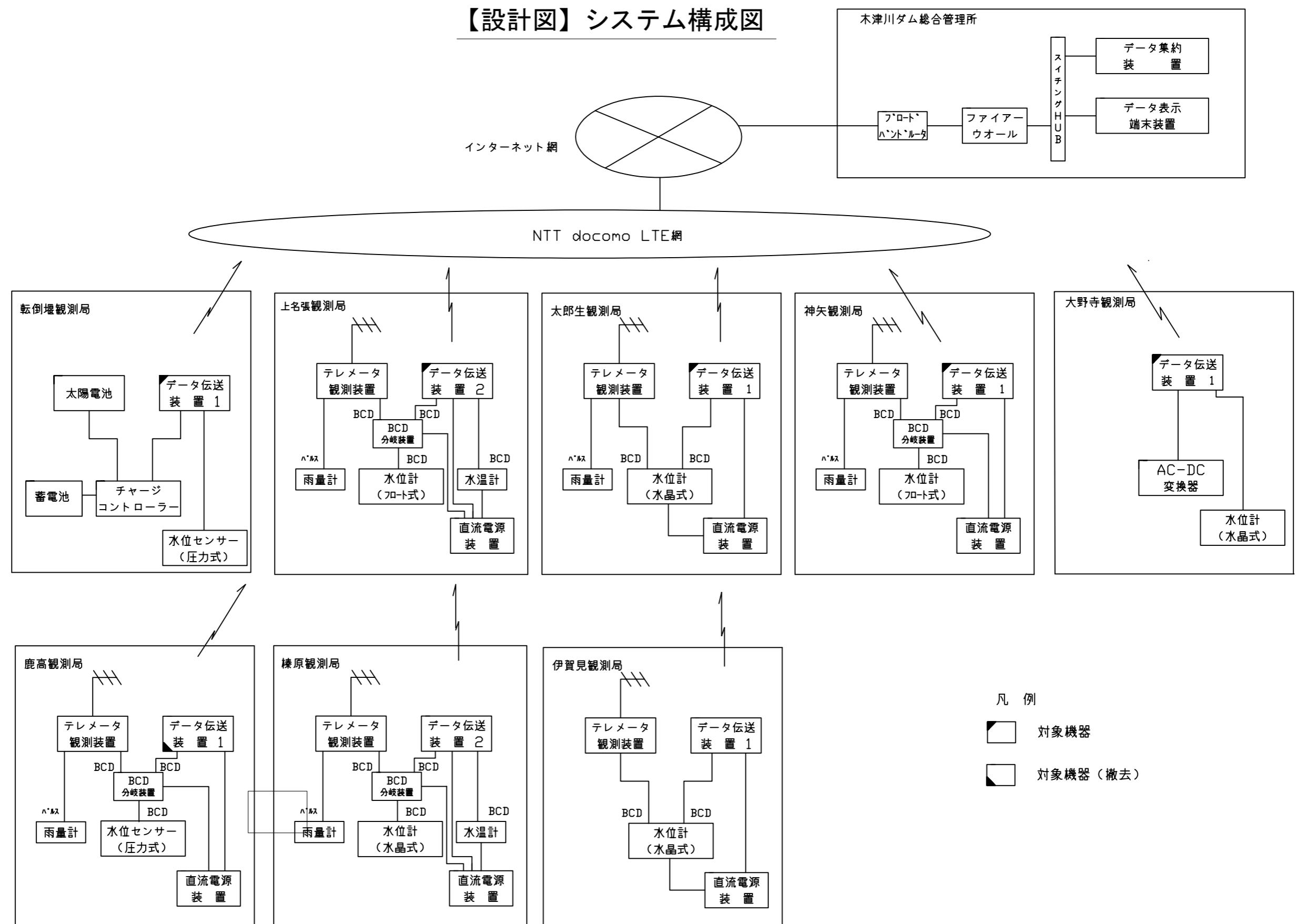
工事名	データ伝送装置更新工事
名 称	図面目録
登録番号	整理番号 000
独立行政法人水資源機構	木津川ダム総合管理所

位置図



工事名	データ伝送装置更新工事	
名称	位置図	
登録番号	整理番号	001
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所		

【設計図】システム構成図



凡例

□ 対象機器

□ 対象機器(撤去)

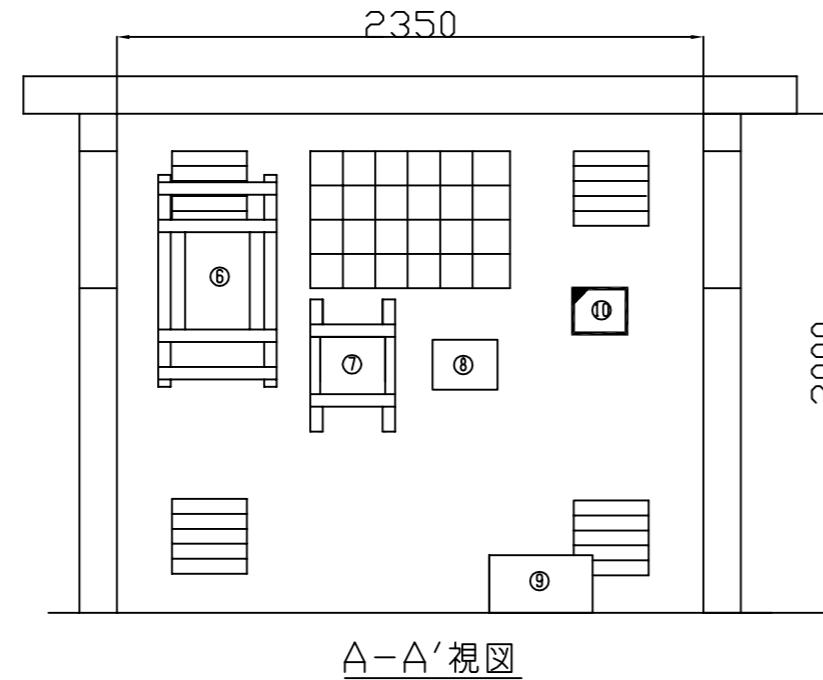
工事名	データ伝送装置更新工事
名 称	【設計図】 システム構成図
登録番号	整理番号 002
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所	

図面目録

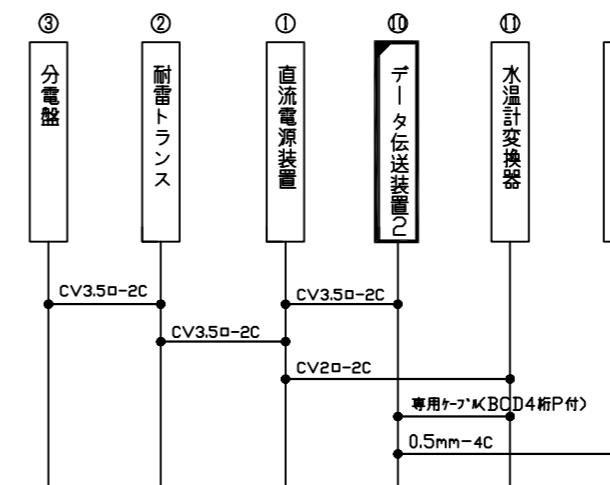
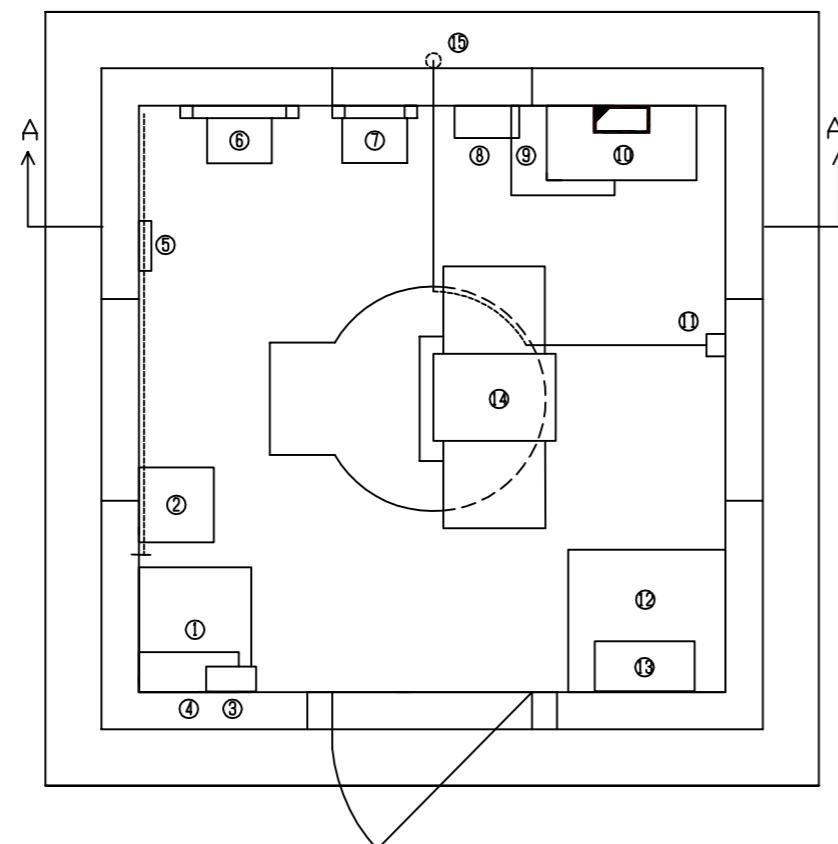
番号	図面名称
001	【参考図01】上名張水位観測所 機器配置図
002	【参考図02】太郎生雨量水位観測所 機器配置図
003	【参考図03】神矢水位観測所 機器配置図
004	【参考図04】大野寺水位観測所 設置詳細図
005	【参考図05】転倒堰水位観測所 設置詳細図
006	【参考図06】鹿高水位観測所 機器配置図（撤去のみ）

工事名	データ伝送装置更新工事	
名 称	図面目録	
登録番号	000	整理番号
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所		

【参考図01】上名張水位観測所 機器配置図



No.	名 称	備 考
①	直流電源装置	
②	耐雷トランス	
③	分電盤	
④	電源用SPD盤	
⑤	避雷器(無線機用)	
⑥	テレメータ観測装置	
⑦	太陽電池配電盤	
⑧	保安器	
⑨	蓄電池	
⑩	データ伝送装置2	
⑪	水温計変換器	
⑫	水温計収容架	
⑬	回線保安器(通信用SPD)	
⑭	水研62型水位計	
⑮	水温計検出器	



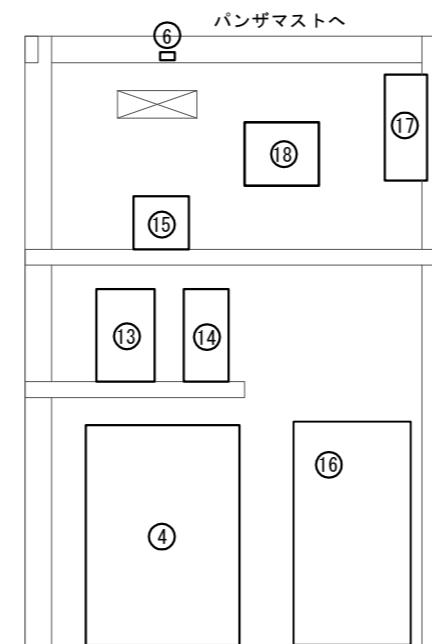
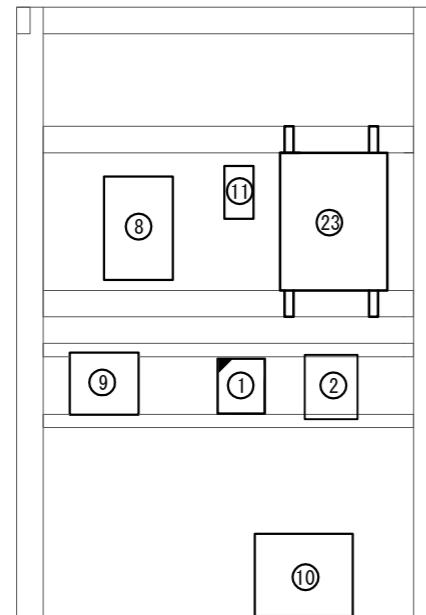
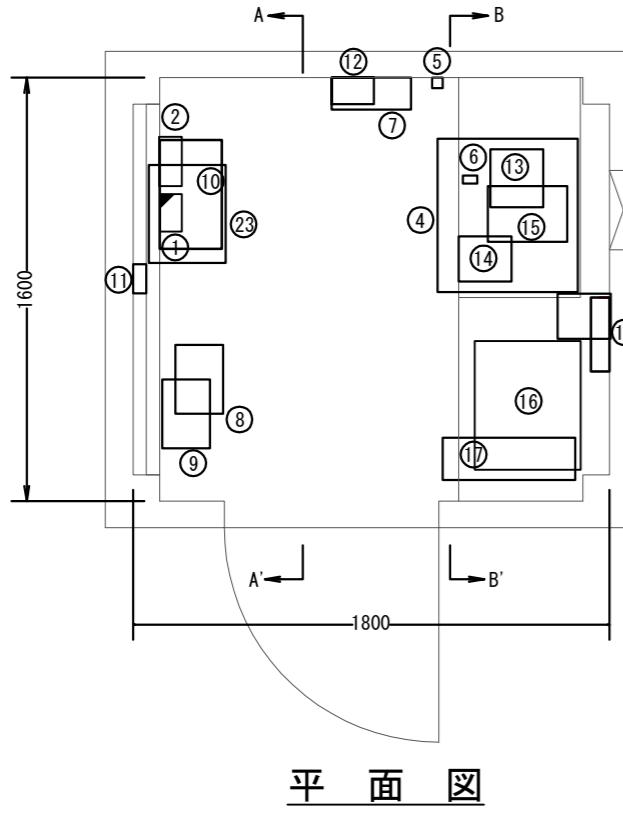
凡 例
□ : 対象機器

工事名	データ伝送装置更新工事
名 称	【参考図01】 上名張水位観測所 機器配置図
登録番号	整理番号 001
独立行政法人水資源機構	木津川ダム総合管理所

【参考図02】太郎生雨量水位観測所 機器配置図

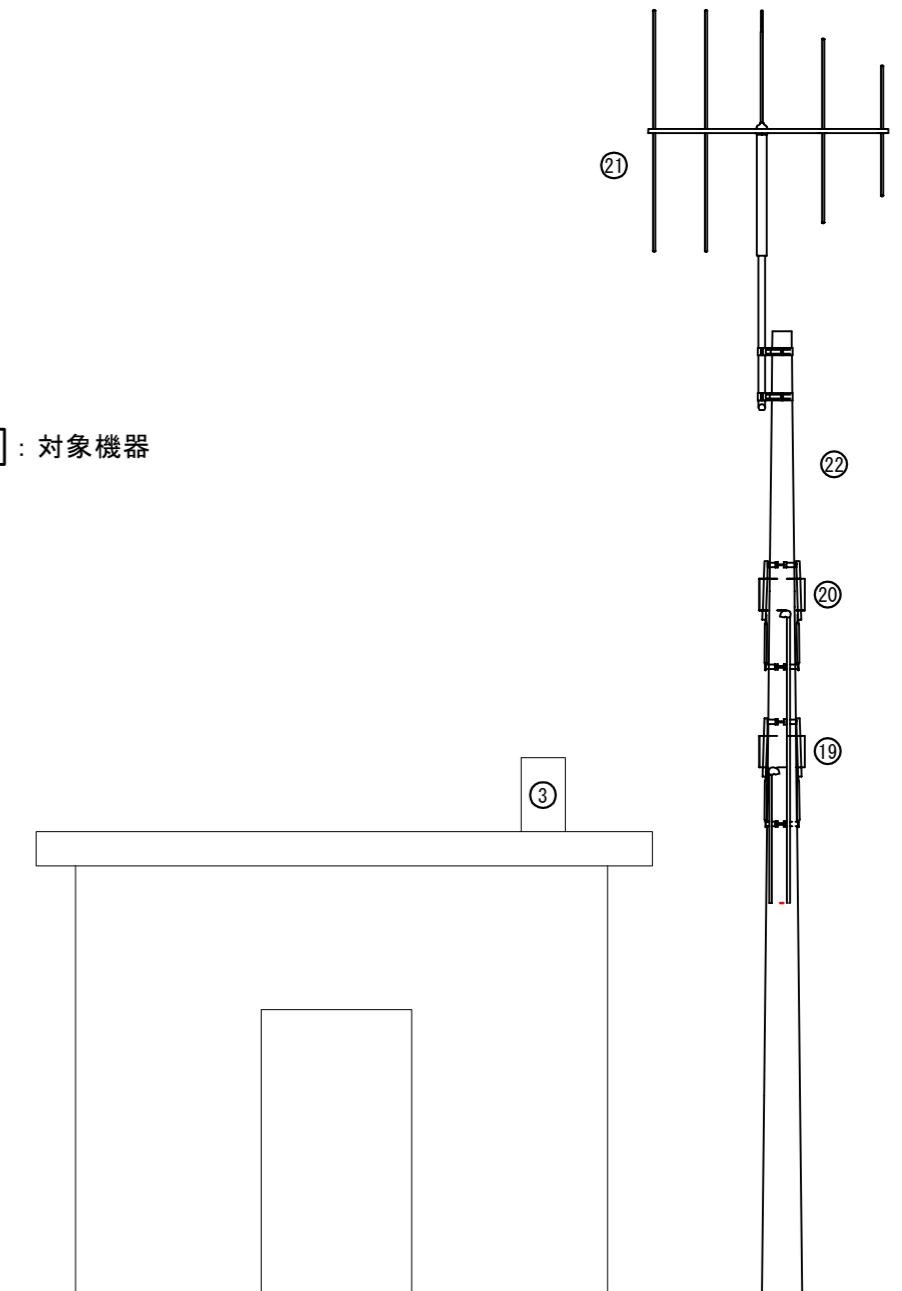
機器一覧表

No	名 称	備 考
①	データ観測装置	
②	BCD変換機	
③	雨量計	
④	デジタルローダー	
⑤	NTT保安器	
⑥	FOMA送受信部	
⑦	中継ボックス	
⑧	テレメータ観測装置	
⑨	太陽電池配電盤(テレ用)	
⑩	蓄電池(テレ用)	
⑪	同軸避雷器	
⑫	回線保安器	
⑬	自記雨量記録計	
⑭	自記水位計(RT510F-W)	
⑮	耐雷トランジスタ	
⑯	直流電源装置	
⑰	電源用SPD盤	
⑱	分電盤	
⑲	太陽電池(連テレ用)	
⑳	太陽電池(テレ用)	
㉑	空中線(5E.L.)	
㉒	ネットワークカメラ	
㉓	カメラ機側盤1	



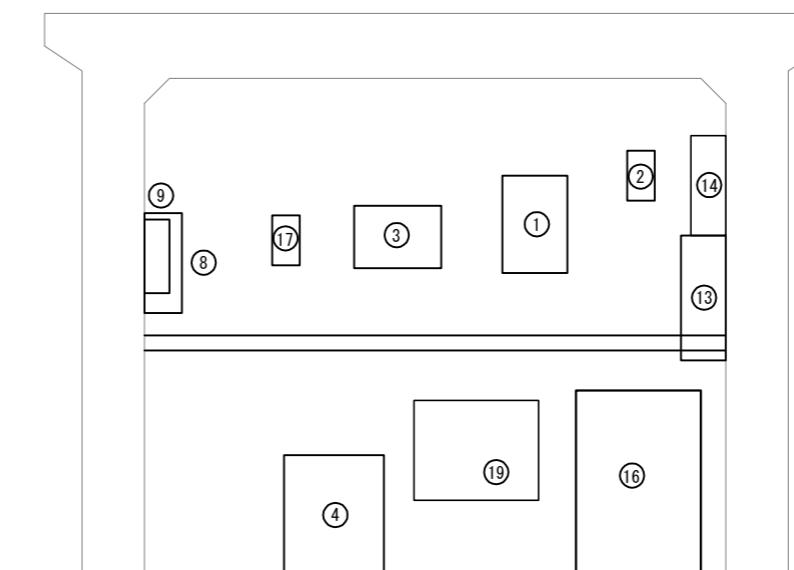
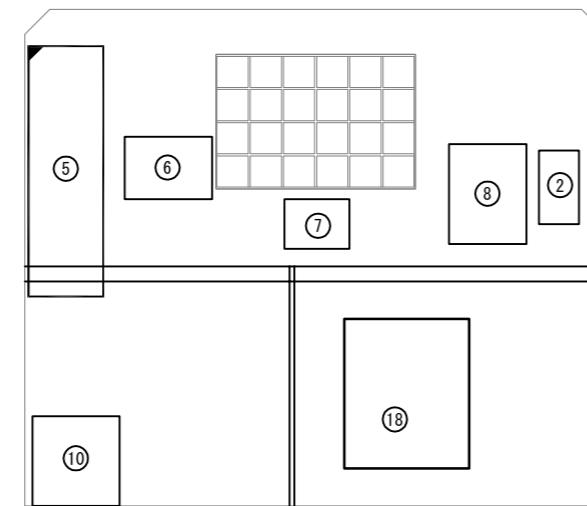
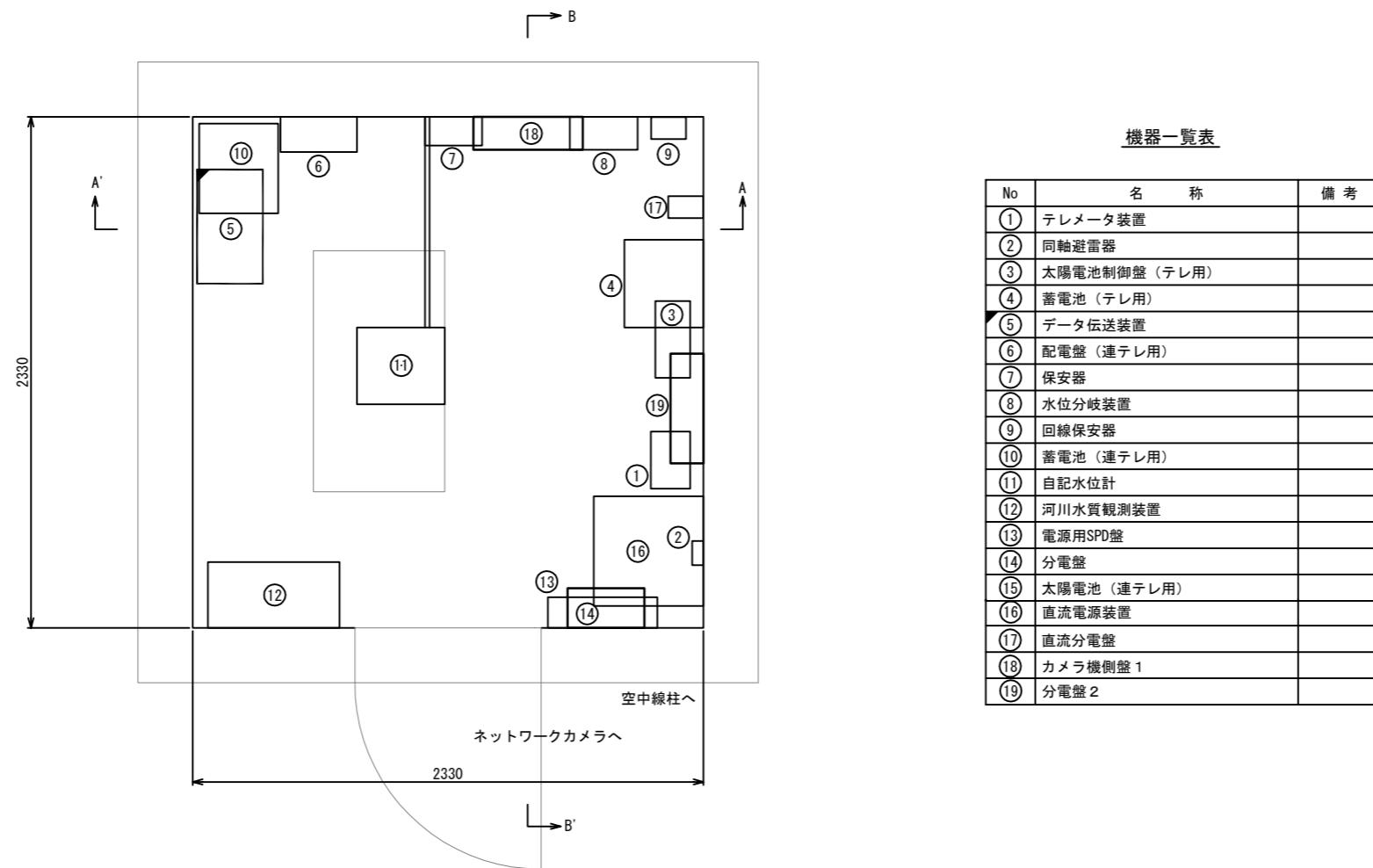
凡 例

□ : 対象機器



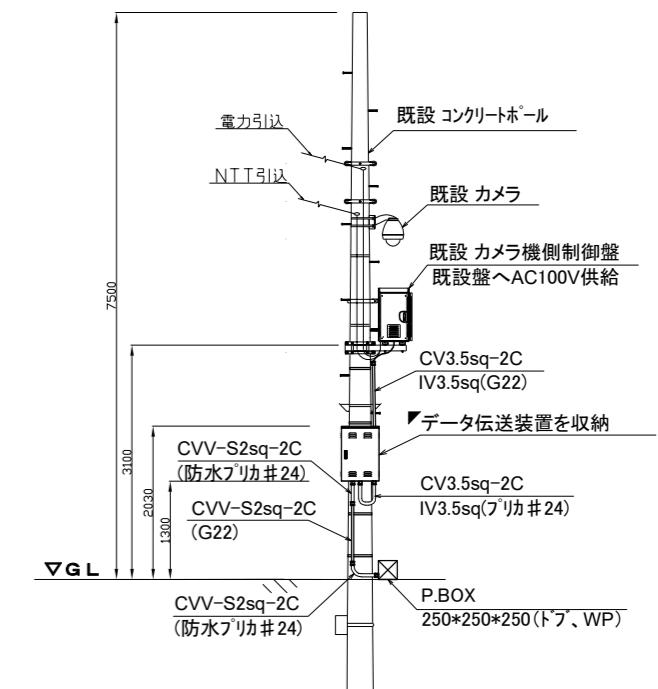
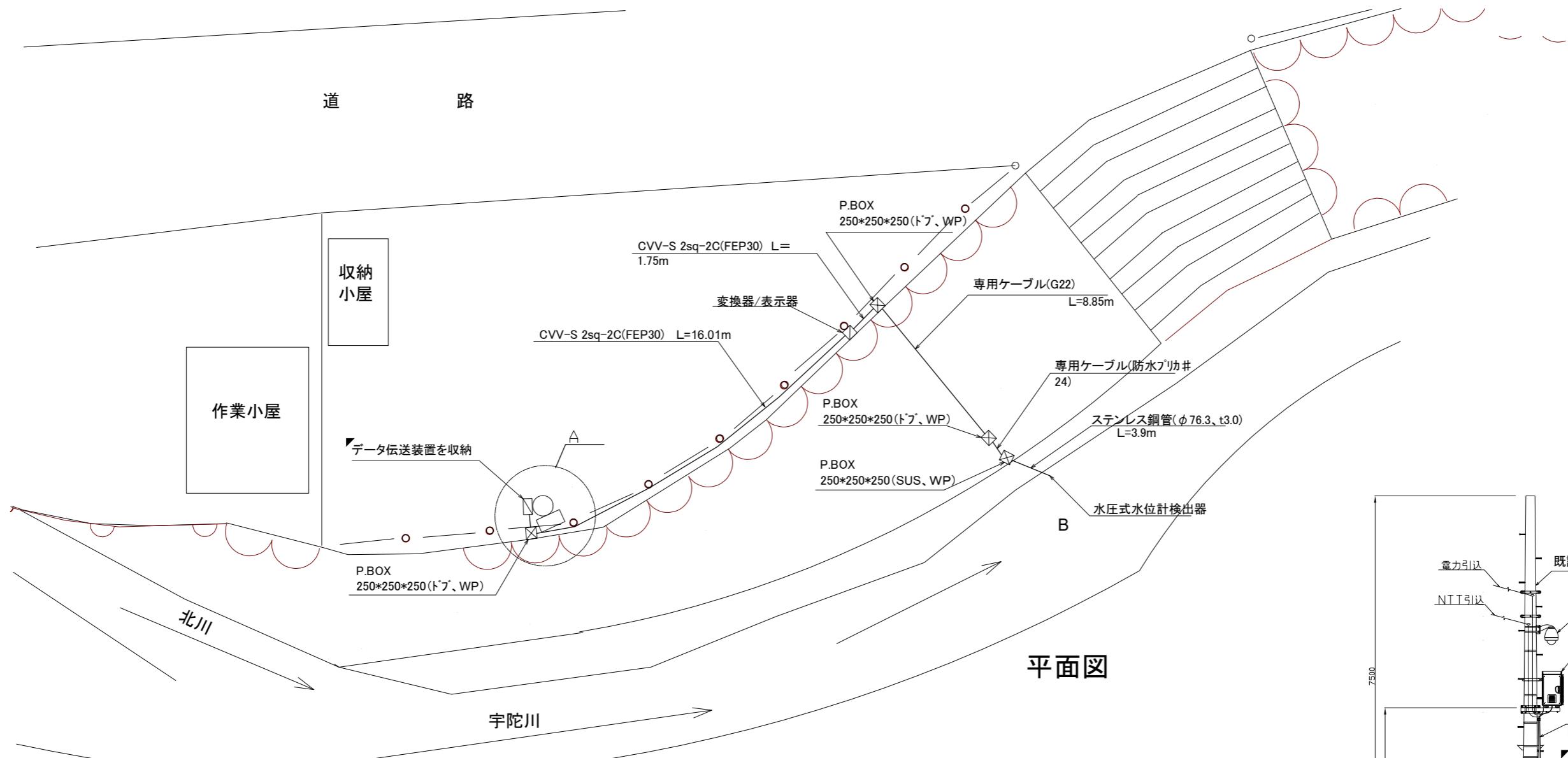
工事名	データ伝送装置更新工事
【参考図02】	
名 称	太郎生雨量水位観測所 機器配置図
登録番号	整理番号 002
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所	

【参考図03】神矢水位観測所 機器配置図



工事名	データ伝送装置更新工事
【参考図03】 名 称 神矢水位観測所 機器配置図	
登録番号	整理番号 003
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所	

【参考図04】大野寺水位観測所 設置詳細図

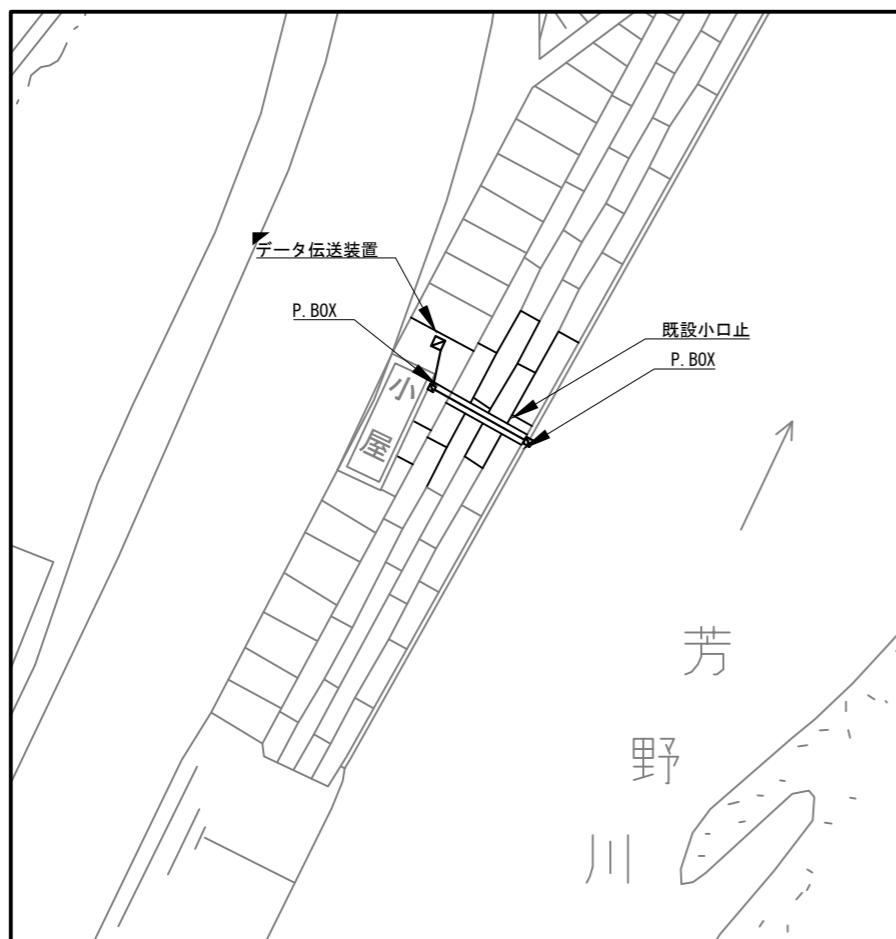


A部詳細図

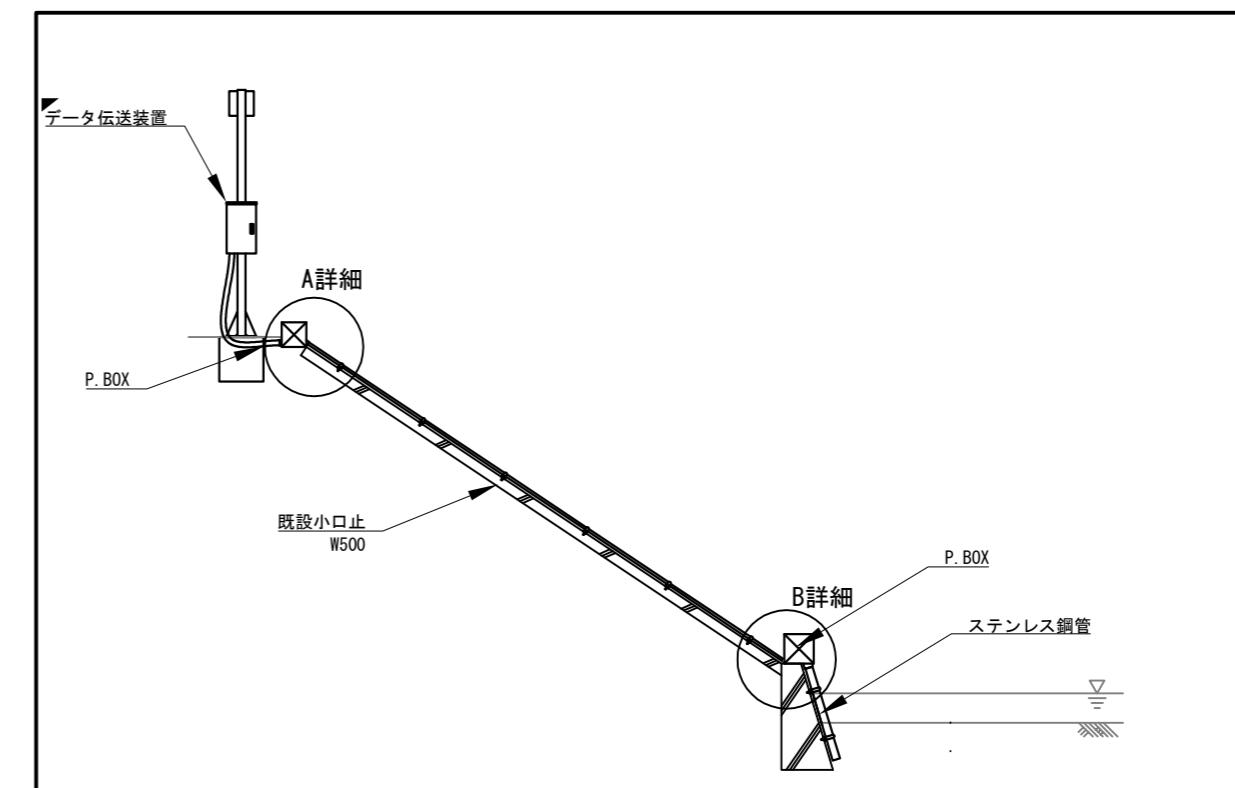
工事名	データ伝送装置更新工事
名 称	【参考図04】 大野寺水位観測所 設置詳細図
登録番号	整理番号 004
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所	

【参考図05】転倒堰水位観測所 設置詳細図

位置図(平面図)



位置図(平面図)



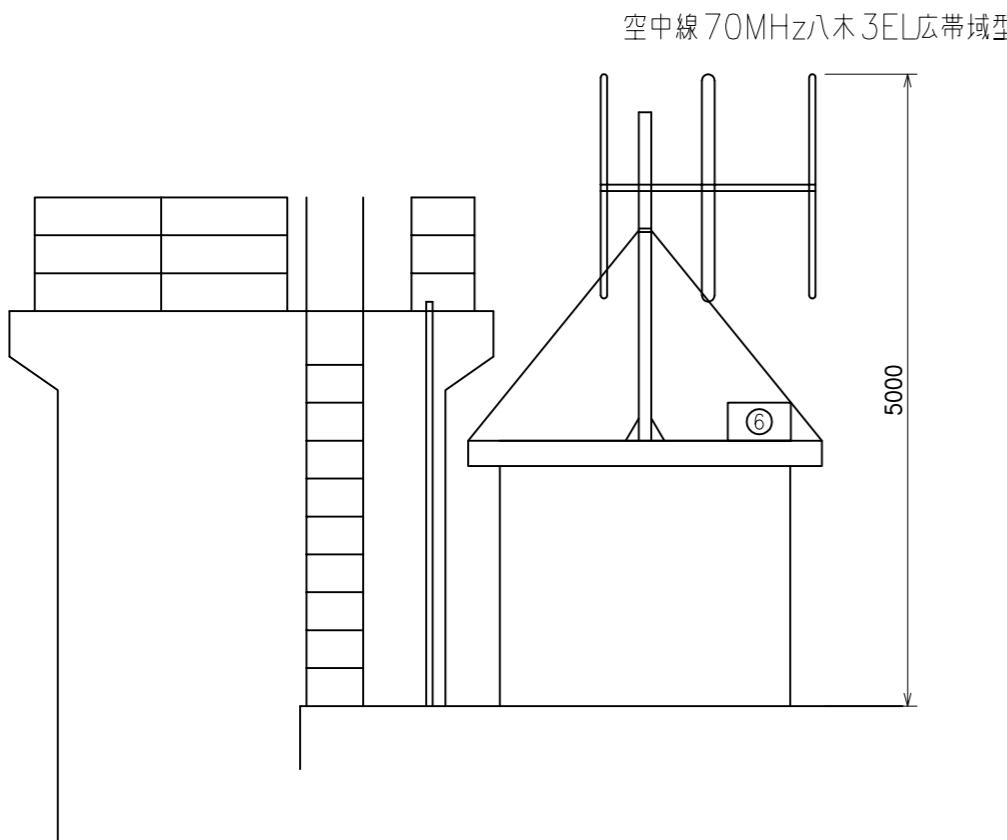
凡例

□ : 対象機器

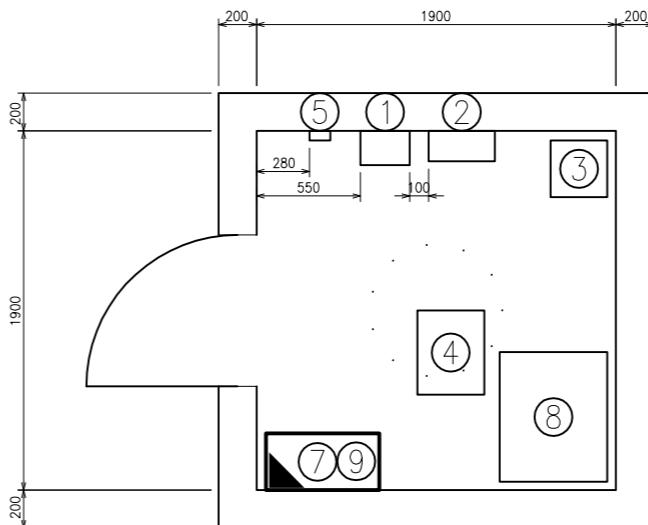
工事名	データ伝送装置更新工事
【参考図05】	
名 称	転倒堰水位観測所 設置詳細図
登録番号	整理番号 005
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所	

【参考図06】鹿高水位観測所 機器配置図

空中線系図
(1:60)

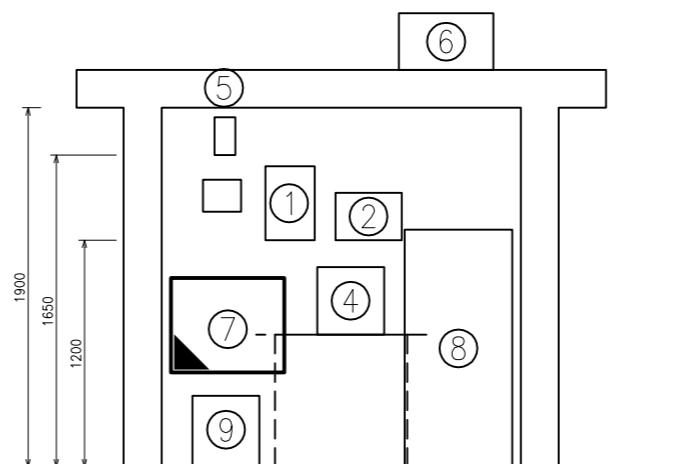


機器配置平面図
(1:40)



No.	名 称	
①	観測局装置	
②	太陽電池配電盤	
③	鉛蓄電池	
④	水位計	
⑤	同軸避雷器	
⑥	太陽電池	
⑦	データ伝送装置	
⑧	収容架	
⑨	直流電源装置	

機器配置立面図
(1:40)



凡例

□ : 対象機器（撤去）

工事名	データ伝送装置更新工事	
名 称	【参考図06】 鹿高水位観測所 機器配置図（撤去のみ）	
登録番号		整理番号
		006

【見積参考資料】概略工程表

件名：データ伝送装置更新工事

工種	単位	数量	2025年									2026年			備考
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
機器製作（データ伝送装置）	式	1										■	■	■	製作60日間
データ伝送装置工	式	1											■		
データ伝送装置 据付	式	1											■		
後片付け	式	1											■	■	10日間
制約条件	関連業務	—	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	淀川本部管内通信設備保守業務 淀川本部管内水質観測設備保守業務
	法定手続き	—													対象なし
	関係機関協議	—													対象なし
	住民合意	—													対象なし
	用地確保	—													対象なし
	支障物件の移設	—													対象なし
	年末年始 夏季休暇	—					■					■			・12/29～1/3 ・8/13～8/15
	洪水期	—			■	■	■	■	■						・6/16～10/15

この「見積参考資料」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。したがって、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件・地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。